



第25回広島2人デモ

2012年12月7日(金曜日) 18:00 ~ 19:00

2012年総選挙 特別チラシその2

写真は大阪原発3・4号機



Copyright (c) 2008 by KEI.

関電

危険で
違法な

黙っていたら“YES”と同じ

大飯原発再稼働を 止めましょう

放射線被曝に安全量はない
世界中の科学者によって一致承認されています。

調査・文責：哲野イサク
チラシ作成：網野沙羅
連絡先：sarah@inaco.co.jp

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/

広島2人デモは居ても立っても
いらなくなった仕事仲間の
2人がはじめたデモです。
毎週金曜、歩いています。

総選挙の最大焦点は反被曝、反原発（脱・卒）です。

未来に向けて、いま、 正しい選択が必要です

使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。
ご参考にしていただき、どうぞ自身で第一資料に当たって考える材料にしてください。

「チェルノブイリ事故」で
ウクライナとベラルーシに
起きたことから
学ばねばなりません。

人口統計学上の大惨事

- 出生の激減
- 死亡の激増
- 子どもたちの健康損傷

* 出典はウクライナ＝英語 Wikipedia “Demographics of Ukraine”。
なおこの人口統計は“United Nations. Demographic Yearbooks”と
“State Statistics Committee of Ukraine”をもとに作成されている。
ベラルーシ＝英語 Wikipedia “Demographics of Belarus”。なおこ
この人口統計は“United Nations. Demographic Yearbooks”と
“Statistical Yearbook of the Republic of Belarus 2007, BelStat,
Minsk, 2007”をもとに作成されている。

* 生児出生はその年生まれた新生児で新生児死亡を含む。

* 自然変化は移民や引っ越しなど社会的変動を含まない。

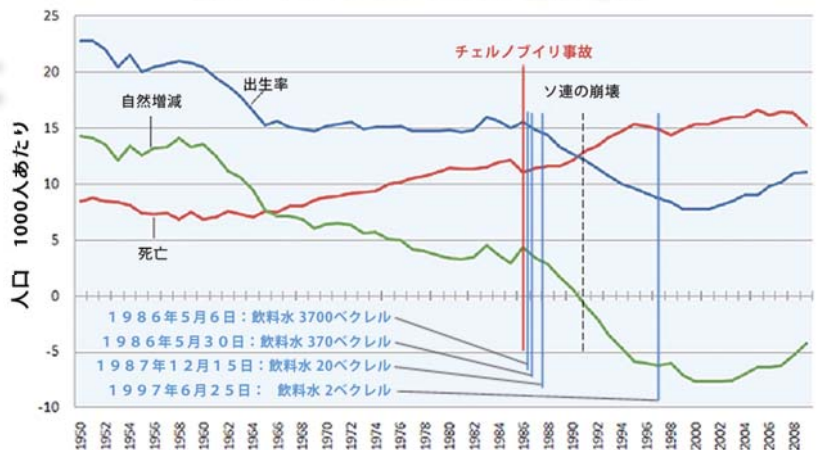
* 粗出生率は普通出生率のこと。その年の出生をその年々央の総人口で割ったもの。単位は1000人当たり。

* 粗死亡率は普通死亡率のこと。その年の死亡をその年々央の総人口で割ったもの。単位は1001人当たり。

* 出生と死亡の自然変化の単位は1000人当たり。

* 出生率（しゅっしょうりつ）は、年間出生数を、15歳から45歳の（つまり出産年齢の）女性の総人口で割った数。単位は該当女性1000人当たり

表Ⅱ ウクライナ人口の自然増減



ベラルーシの人口増減



ベラルーシ・ウクライナで起こったこと

低線量内部被曝による健康損傷、生活水準・生活の質の低下

1986 年旧ソ連のチェルノブイリ原発(現ウクライナ) 事故は未曾有の大惨事となりました。2011 年東電福島原発事故はその放出放射能の量においてチェルノブイリ事故に迫りつつあるばかりか、人口密度から見るとあるいはチェルノブイリ事故を上回る深刻な影響を日本の市民社会に与えようとしています。2000 年代に入りウクライナ、ベラルーシ、ドイツ、ラトビア、ロシアなどで放射能による深刻な影響がさまざまに報告されるようになりました。ここではウクライナとベラルーシの深刻な健康損傷と人口の激減状態について見ておきましょう。

ウクライナは事故発生から 7 年後の 1993 年に同国最高の平均人口約 5218 万人となります。しかし事故で放出された放射能の影響はすでに出生の減少と言う形で現れていました。生児出生は 83 年に約 80 万 7000 人と最高でしたが、86 年に約 79 万 3000 人でした。翌年からは一直線に減り続けます。そして 2001 年には約 37 万 7000 人と 83 年当時の半分の規模になります。これは、事故直後にウクライナの国土の 1/3 を襲ったヨウ素 131 の妊娠とその胎児に対する影響、そして今もウクライナの国土に執拗に残り続けるセシウム 137 とストロンチウム 90 の影響でした。セシウム 137 やストロンチウム 90 など長寿命核種はまず土地と森林を汚染し続け、さまざまなルートをとどって食品に入り込み、その食品を経口摂取することでウクライナ国民が内部被曝をし健康損傷をしたのです。死亡も激増しました。皮肉にも死亡は事故の起こった 86 年が約 56 万 5000 人と過去最低レベルでしたが、翌年からこれも一直線に増え続けます。特に抵抗力や免疫力の低下した高齢者がセシウム 137 を体内に取り込み、**心臓系や呼吸器系に疾患を起こして深刻な健康影響**が出ており、これが死亡につながるケースが目立ちます。**ウクライナの 2010 年死因の 49.36% までが冠動脈性疾患（心臓病**

チェルノブイリ事故



ウクライナとベラルーシの人口統計

年	ウクライナ			ベラルーシ		
	平均人口	生児出生	死 亡	平均人口	生児出生	死 亡
1982	50,388,000	745,591	568,231	9,804,000	159,368	93,840
1983	50,573,000	807,111	583,496	9,872,000	173,510	97,849
1984	50,768,000	792,053	610,388	9,938,000	168,749	104,274
1985	50,941,000	762,775	617,584	9,999,000	165,034	105,690
1986	51,143,000	792,574	565,150	10,058,000	171,611	97,267
1987	51,373,000	760,851	586,387	10,111,000	162,937	99,921
1988	51,593,000	744,056	600,725	10,144,000	163,193	102,671
1989	51,770,000	690,981	600,590	10,171,000	153,449	103,479
1990	51,891,000	657,202	629,602	10,190,000	142,167	109,582
1991	52,001,000	603,813	669,960	10,194,000	132,045	114,650
1992	52,151,000	596,785	697,110	10,217,000	127,971	116,674
1993	52,179,000	557,467	741,662	10,240,000	117,384	128,544
1994	51,921,000	521,545	764,669	10,227,000	110,599	130,003
1995	51,513,000	492,861	792,587	10,194,000	101,144	133,775
1996	51,058,000	467,211	776,717	10,164,000	95,798	133,422
1997	50,594,000	442,581	754,151	10,118,000	89,586	136,653
1998	50,144,000	419,238	719,954	10,069,000	92,645	137,296
1999	49,674,000	389,208	739,170	10,032,000	92,975	142,027
2000	49,177,000	385,126	758,082	10,005,000	93,691	134,867
2001	48,663,000	376,479	745,953	9,971,000	91,720	140,299
2002	48,203,000	390,687	754,911	9,925,000	88,743	146,665
2003	47,813,000	408,591	765,408	9,874,000	88,512	143,200
2004	47,452,000	427,259	761,263	9,825,000	88,943	140,064
2005	47,106,000	426,085	781,964	9,775,000	90,508	141,857
2006	46,788,000	460,368	758,093	9,732,000	96,721	138,426
2007	46,510,000	472,557	762,877	9,702,000	103,626	132,993
2008	46,258,000	510,588	754,462	9,592,000	107,876	133,879
2009	46,053,000	512,526	706,740	9,487,000	109,813	135,056
2010	45,871,000	497,689	698,235	9,481,000	108,123	137,305
2011	45,665,281	--	--	--	--	--

ベラルーシ独立宣言
ソ連崩壊・ベラルーシ独立承認・ウクライナ成立

* 出典はウクライナ＝英語 Wikipedia "Demographics of Ukraine"。なおこの人口統計は "United Nations. Demographic Yearbooks" と "State Statistics Committee of Ukraine" をもとに作成されている。ベラルーシ＝英語 Wikipedia "Demographics of Belarus"。なおこの人口統計は "United Nations. Demographic Yearbooks" と "Statistical Yearbook of the Republic of Belarus 2007, BelStat, Minsk, 2007" をもとに作成されている。

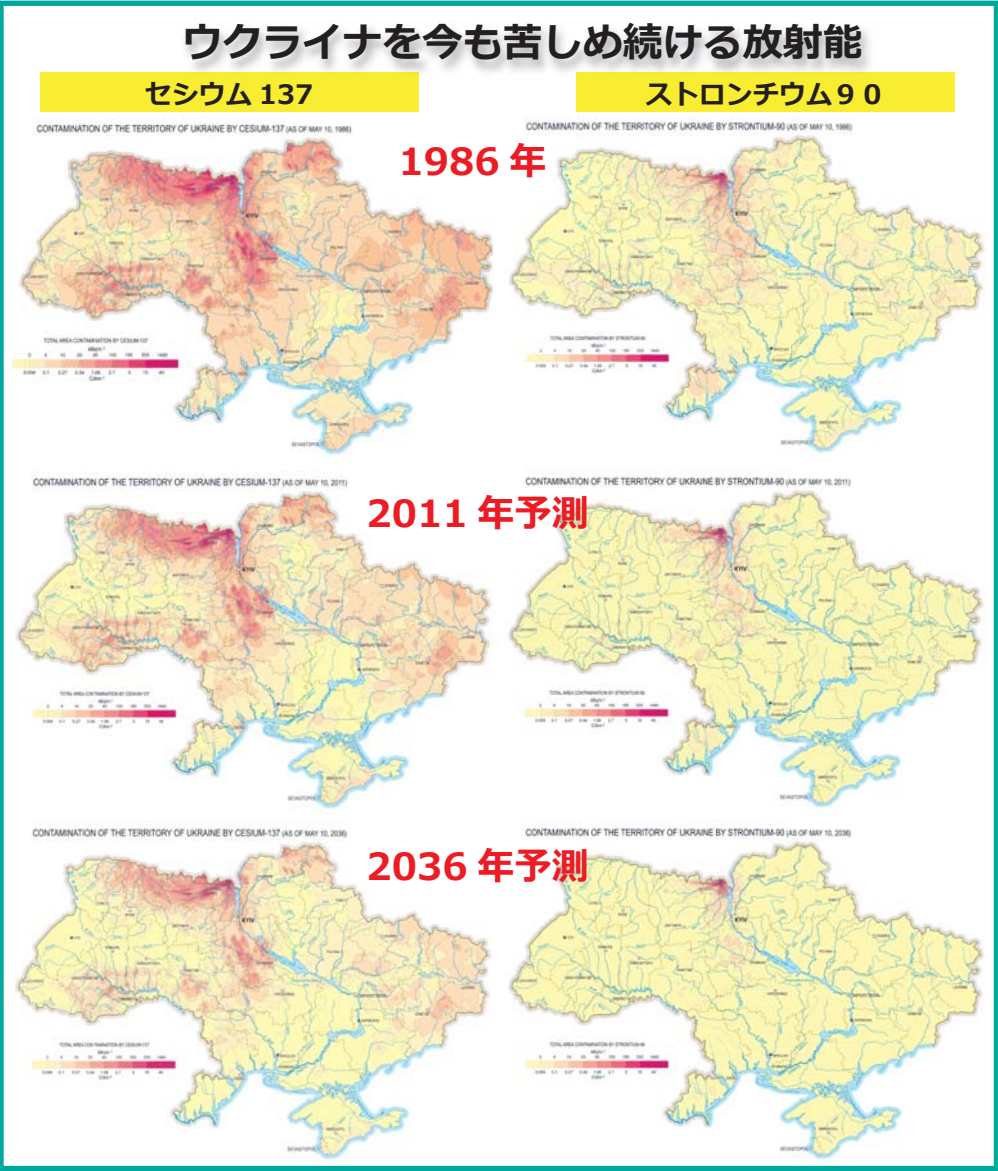
=coronary heart disease) という異常な事態となっています。出生減と死亡増は同国の人口に深刻な影響を与えます。かつて 5200 万人規模だった同国の人口は 2011 年現在約 4567 万人と約 650 万人も減少しました。

ベラルーシはウクライナの人口規模の約 1/5 ですが、若干のタイムラグをおきながらも、出生・死亡、人口減少ともウクライナそっくりの軌跡をたどります。農業国のベラルーシは特に汚染食品摂取による内部被曝の度合いが高く、ベラルーシ政府の報告では、**国民の内部被曝の 94% までが汚染食品の経口摂取**によるものです。しかも事故後 26 年を経てもチェルノブイリ事故放射能の国民規模の健康損傷は納まっています。特に 12 歳以下の子どもの健康損傷は広がりすら見せています。

なぜこのような深刻な事態になったのでしょうか？それは両国に対して IAEA（国際原子力機関）や国際的な放射線防護基準を作っている国際放射線防護委員会（ICRP）など**原発推進を主導する国際組織**が余りにも**楽観的な放射線健康被害予測**を行い、ウクライナ、ベラルーシ政府が事故直後からしばらくの間本格的な放射線防護対策をとらなかったからです。両国が本格的な対策、特に汚染食品の規制を取り始めたのは実に事故後 10 年以上も経過した

1997 年以降、死産、流産などに起因する出生の激減、死亡の増加や全般的な健康損傷が社会的に覆いがかたくなってからでした。私たち日本の社会も両国での教訓を深く学んで最優先の政治課題として取り組まなければなりません。

日本の未来社会が今、私たちの政治決断にかかっています。



資料出典：2011年4月、「チェルノブイリ事故後25年：未来へ向けての安全」（“Twenty-five Years after Chernobyl Accident: Safety for the Future”）と題する国際科学会議（主催：ウクライナ政府）に提出されたウクライナ政府緊急事態省（“Ministry of Ukraine of Emergencies”）の英語報告より。
現在はこちらからダウンロードできる。http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/genpatsu/ukraine_go_report.html

放射能汚染食品許容制限値（基準値）※単位は全て Bq（ベクレル）/ リットルまたは kg
※規制品目が多い場合、代表的品目を選んだ。

食品名	セシウム 137	ストロンチウム 90
日本（厚生労働省）暫定基準値（2012 年 4 月 1 日から実施）		
飲料水	10	規制なし
牛乳	50	規制なし
乳児用食品	50	規制なし
一般食品	100	規制なし
ベラルーシの制限値（1999 年 4 月 26 日 / 2001 年 / 2006 年改正現行）		
飲料水	10	0.37
牛乳・乳製品	100	3.7
カッテージチーズ・同加工製品	50	規制なし
ジャガイモ	80	3.7
パン・パン菓子類	40	3.7
野菜・畑野菜	100	規制なし
乳幼児食品	37	1.85
ウクライナの許容レベル（1997 年 6 月 25 日 / 2006 年改正現行）		
飲料水	2	2
牛乳	100	20
カッテージチーズ	100	20
卵	100	30
魚	150	30
野菜	40	20
ジャガイモ	60	20
ジャム	140	20
穀物	50	20
パン・パン菓子類	20	5
乳幼児食品	40	5

※日本は**セシウム 134 と 137 の合算で項目名は「放射性セシウム」**
代表的品目はその国の食生活環境によって食物が大きく違います。例えば日本では代表的品目は「米」ですが、ウクライナ・ベラルーシでは「パン・パン菓子類」になります。またジャガイモは寒冷地でも育つ作物であり農業国のウクライナやベラルーシでは大量に消費します。「魚・魚介類」はさて重要品目ではないのですが、日本では重要品目になります。

<資料出典>
2012年4月1日施行の「基準値」については『乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）等について（概要）』（厚生労働省 2011 年 12 月 22 日）を参照。
「ドイツ・フードウォッチ・レポート あらかじめ計算された放射線による死：EU と日本の食品放射能制限値」
http://hiroshima-net.org/cat-crew/shiryo/201109_doitu.html より、ベラルーシは同レポート付属文書 1 表 2（32p）を参照。ウクライナは同レポート付属文書 1 表 1（31p）及びウクライナ緊急事態省報告「チェルノブイリ事故後 25 年：未来へ向けての安全」の英文テキスト（2011 年 4 月キエフ）9p を参照

将来を見据えて、反被曝・反原発緊急国民政府が必要です “フクシマ放射能危機”は政治の力でしか解決できません

最低限、以下の措置が必要です

ウクライナやベラルーシで起こっていることを参照すれば、今私たちが当面する最大の政治課題は“フクシマ放射能危機”に取り組むと言えます。最低限次の措置が必要です。

● 全国の乳児、妊婦の安全確保

● 12歳以下の子どもたちへのクリーンフードの提供

● 汚染食品の水際検査体制の確立

複雑な流通過程をたどる日本の食品市場では最終的に口に入る前に検査し、安全を確認する体制、いわば水際検査体制が必要です。スーパーマーケットや食品市場など消費者が食品を購入する直前で消費者自身食品放射能検査が行える体制(ウクライナでは一部実施されています)が必須です。業者側に負担させるのではなく、国が無料の自由検査所を作る必要があります。

● 放射能汚染食品基準の厳格化

現在の基準値はまだ不十分です。ストロンチウム 90 に対する明確な規制もありません。ドイツ放射線防護協会(ドイツ連邦放射線防護庁とは別の民間の科学者組織)が推奨する規制値を設定し、罰則を伴う法律として施行する必要があります。また食品卸小売業者や食品メーカーに対して検査と表示の義務化も必須です。

ドイツ放射線防護協会が推奨する制限値 (未実施)

食品 1kgあたりセシウム137の制限値		食品1kgあたりの制限値		
乳児 (1歳以下)	5.0	核 種	大人全体	こども全体
幼児 (1歳超から2歳以下)	10.7			
こども (2歳超から7歳以下)	11.5	セシウム137	8	4
こども (7歳超から12歳以下)	8.3	セシウム134	8	4
青少年 (12歳超から17歳以下)	5.7	ストロンチウム90	0.4	0.2
大人 (17歳超)	7.7	プルトニウム239	0.04	0.02

資料出典: 「ドイツ・フードウォッチ・レポート」の「5. ドイツ放射線防護令から演繹される制限値」(27p)を参照。

http://hiroshima-net.org/cat-crew/shiryo/201109_doitu.html

● 福島県全域、茨城県や宮城県などに居住する高汚染地域住民に対する移住・避難の自由の保証

東電任せにしないで国が全面的に責任と費用を持つべきです。

● 同地域住民に対する継続的かつ全般的な健康調査の実施及び医療体制の拡充

「がん」だけを標的とせず全般的な健康調査を行うべきです。ウクライナやベラルーシでは「がん」よりも心臓系、呼吸器系の疾患、若年の成人病多発などのケースが圧倒的に多いのが実情です。

● 上記措置を全国的に12歳以下の子ども、70歳以上の高齢者に実施

子どもや免疫力・ストレス耐性の低下している高齢者は放射線弱者です。放射線弱者にまず照準を合わせなければなりません。

● 全国希望者への遺伝子検査の実施

ATM 遺伝子の保因者など現在遺伝子検査で自分が放射線弱者かどうか一定の判定ができます。放射線弱者は自らの判断で安全措置をとれるように配慮しなければなりません。

● 全国15か所の原発(東電福島第一・第二を除く)及び青森県六ヶ所村再処理工場中心半径50km以内の住民の健康調査及び疫学調査

現在日本政府や ICRP などは低線量被曝の影響(確率的影響)は「がん」だけと決めつけています。しかし実際にはがん以外に広範な健康影響が出ています。原発は事故がなくてもさまざまな放射線核種を放出しており、それは立地住民のさまざまな健康損傷に現れています。その実態を明らかにしておかなければなりません。

これらを実現するには、政治の力しかありません

放射能危機緊急事態省の設置

放射能対策は政府が全力をあげて取り組む必要があります。それには、ウクライナ政府に倣い、厚生労働省、環境省、文部科学省、農水省など分散化している関連機能を一元化し、強力な権限を持つ「放射能危機緊急事態省」の設置が不可欠です。同時に日本の医科学者、環境学者、分子生物学者、社会学者、原子工学者など最良の学者・研究者を結集して対策と政策を早急に議論する必要があります。「放射能は安全」と唱える役人や学者はいりません。

放射線被曝補償法制定

事故による健康損傷や生活破壊、失職などさまざまな損害を国が責任を持って謝罪と共に補償する必要があります。これは決して東電任せにできる規模ではありません。またこうした補償を一刻も早く実施しなければ、被害市民の生活と健康がいつまでも再建方向に向かいません。原子力行政を推進してきた国の責任で実施しなければなりません。またこの法律の管理運営は、アメリカの「放射線被害者補償法」に倣って政府ではなく国会が自ら行うべきです。

この政策－憲法25条を守ることが、真に国を守ることです

日本国憲法第 25 条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

憲法 25 条に定める生存権の精神を遵守することが真に国を守ることです。日米軍事条約(安全保障)条約や国防軍で国を守ることはできません。なぜならば、「国」とは私たち多くの、無名の、一般市民のことだからです。私たち一般市民の健康と安全と質の高い生活を守ることが、国を守ることです。